○上市町自主防災組織等資機材等整備事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、上市町補助金等交付規則（平成２年上市町規則第２号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、上市町自主防災組織等資機材等整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付）

第２条　町長は、災害による被害を最小限に抑えるために不可欠な地域住民の「自助」及び「共助」による地域防災力の向上のため、町内の自主防災組織（町に対し届出があったものに限る。）又は災害時に孤立が予想される集落（別表に規定する集落に限る。以下「孤立集落」という。）が行う防災対策の用に供する資機材等を整備する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

２　補助金の交付は、次条各号に規定する経費につき、それぞれ１回限りとする。

（対象経費）

第３条　補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

(１)　自主防災組織が行う防災対策の用に供する資機材等で次に掲げるもの（第４号の経費に係る補助金の交付を受けて整備された資機材を除く。）の整備に要する経費（次条において「通常経費」という。）

ア　消火器その他の初期消火活動に必要な資機材

イ　無線通信機、担架その他の救助活動に必要な資機材

ウ　救急箱、毛布、ろ水器その他の救護活動に必要な資機材

エ　ビデオ教材、訓練用消火器その他の訓練に必要な資機材

オ　ヘルメット、救命ロープその他の避難誘導に必要な資機材

カ　簡易な防災倉庫その他の資機材を保管する施設

キ　アからカまでに掲げるもののほか、自主防災活動に必要な資機材

(２)　自主防災組織が行う住宅等の浸水被害を防止するための土嚢の整備に要する経費（次条において「浸水対策経費」という。）

(３)　洪水浸水想定区域（町が平成20年度に作成した上市町防災地図（洪水編）及び平成22年度に作成した上市町防災地図（内水氾濫編）において示した浸水が予想される区域をいう。）にある自主防災組織が行う洪水による浸水被害を防止するための資機材で次に掲げるものの整備に要する経費（次条において「洪水浸水対策経費」という。）

ア　排水ポンプ、止水板、土嚢その他の浸水防止に必要な資機材

イ　無線通信機、リヤカー、救命ボートその他の避難に必要な資機材

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、浸水対策に必要な資機材

(４)　孤立集落が行う防災対策の用に供する通信機器又は資機材（第１号の経費に係る補助金の交付を受けて整備された通信機器及び資機材を除く。）の整備に要する経費でその合計額が50,000円以上のもの（次条において「孤立集落対策経費」という。）

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、次に掲げる額の合計額（この額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を上限として、町長が定める額とする。

(１)　通常経費の額に３分の２を乗じて得た額（この額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と300,000円のいずれか低い額

(２)　浸水対策経費の額に３分の１を乗じて得た額（この額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と100,000円のいずれか低い額

(３)　洪水浸水対策経費の額に３分の２を乗じて得た額（この額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と200,000円のいずれか低い額

(４)　孤立集落対策経費の額に３分の２を乗じて得た額（この額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と100,000円のいずれか低い額

２　前項の規定により補助金の額を算定する場合において、対象経費の区分が通常経費及び孤立集落対策経費の区分に該当するときは、当該自主防災組織又は孤立集落が選択する対象経費の区分のみに該当するものとみなして、補助金を算定する。

（交付申請書の様式等）

第５条　規則第３条に規定する補助金等交付申請書の様式は、上市町自主防災組織等資機材等整備事業補助金交付申請書（様式第１号）とし、当該申請の際は次に掲げる書類を添付しなければならない。

(１)　事業収支予算書（様式第２号）

(２)　資機材等の位置図

(３)　会則、規約等（当該申請をするものが自主防災組織の場合に限る。）

(４)　資機材等の管理及び運営に関する規程

(５)　資機材等の見積書の写し

(６)　その他町長が必要と認める書類

（交付の条件）

第６条　規則第５条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(１)　対象経費の額を変更する場合は、上市町自主防災組織等資機材等整備事業補助金変更交付申請書（様式第３号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請し、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

ア　事業収支変更予算書（様式第４号）

イ　変更後の資機材等の見積書の写し

ウ　その他町長が必要と認める書類

(２)　補助事業を中止し、又は廃止する場合は、町長の承認を受けること。

(３)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告して、その指導を受けること。

(４)　補助事業によって取得した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図ること。

(５)　その他規則及びこの要綱の規定に従うこと。

（軽微な変更）

第７条　前条第１号ただし書の軽微な変更とは、対象経費の20パーセント以内の変更（対象経費の増額については、補助金の増額を伴わない場合に限る。）とする。

（実績報告書の様式）

第８条　規則第12条に規定する補助事業等実績報告書の様式は、上市町自主防災組織等資機材等整備事業実績報告書（様式第５号）とし、当該報告の際は次に掲げる書類を添付しなければならない。

(１)　事業収支精算書（様式第６号）

(２)　対象経費を支払ったことを証する書類

(３)　資機材等の写真（購入した資機材等の全てが確認できるものに限る。）

(４)　その他町長が必要と認める書類

（交付の方法）

第９条　補助金の交付は、補助事業完了後の精算払とする。

（グリーン購入）

第10条　補助事業を行う者は、補助事業の実施に当たり防災資機材を調達する場合は、環境への負荷ができるだけ少ない物品等の調達に努めるものとする。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成17年４月１日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附　則（平成20年３月31日告示第16号）

この告示は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成21年１月５日告示第２号）

この告示は、公表の日から施行する。

附　則（平成21年３月27日告示第19号）

この告示は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成22年３月30日告示第12号）

この告示は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月18日告示第８号）

（施行期日等）

１　この告示は、公表の日から施行し、改正後の上市町自主防災組織等資機材整備事業補助金交付要綱の規定は、平成30年度分の上市町自主防災組織等資機材整備事業補助金から適用する。

（上市町自主防災活動助成金交付要綱の一部改正）

２　上市町自主防災活動助成金交付要綱（平成17年上市町告示第69号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 孤立集落 | 稲村、東種、西種、骨原、水上、折戸、中村、蓬沢、伊折、五位尾、桧谷、大沢、浅生 |